

兵庫県公報

令和元年5月28日 火曜日 第9号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	4
○ 重要調整池に係る検査の結果（東播磨県民局）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	9
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	11

告 示

兵庫県告示第70号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	ツンデレ娘 奥手な初体験	オーピー映画
同	好色男女 セックスの季節	オーピー映画
同	人妻・痴漢 私は淫乱...	新東宝映画

同	若妻トライアングルぎゅっとしめる	オーピー映画
---	------------------	--------



兵庫県告示第71号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和元年5月15日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	兵庫県市川1（五郎田池）地区	令和元年5月28日から 同年6月17日まで	市川町役場
同上	兵庫県市川1（多谷池）地区	同上	同上



兵庫県告示第72号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜2丁目2763番の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



兵庫県告示第73号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年5月7日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
市川町下瀬加地内



兵庫県告示第74号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 6月 1日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
神河町岩屋地内



兵庫県告示第75号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 6月 1日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
神河町福本地内



兵庫県告示第76号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 5月20日から同年 6月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市南塚口町二丁目地内



兵庫県告示第77号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和元年 5月28日から 2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和元年 5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	路 線 名	区 間	指定の部分	備考
一般県道	生瀬門戸荘線	宝塚市小林4丁目 328番から 同 市鹿塩1丁目 278番2号まで	上下線	



兵庫県告示第78号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、太子町JR網干駅西南土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組合の名称 太子町JR網干駅西南土地区画整理組合
 事務所の所在地 揖保郡太子町東南51番地1
 設立認可の年月日 平成24年11月6日
- 2 変更認可の年月日
 令和元年5月28日



兵庫県告示第79号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和元年5月28日

東播磨県民局長 伊藤裕文

- 1 重要調整池の所在地
 加古川市神野町神野字大林186番1外
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
医療法人社団順心会	加古川市別府町別府865番1	栗原英治

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 エディオン塚口店
 所在地 尼崎市塚口本町四丁目8番40号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久保允誉
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
ミドリ塚口電気館
 - イ 変更後
エディオン塚口店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市南塚口町一丁目7番20号	安 保 詮

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久 保 允 誉

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市南塚口町一丁目7番20号	安 保 詮

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久 保 允 誉

4 変更年月日

平成22年10月1日

5 届出年月日

令和元年5月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年5月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン西宮店
所在地 西宮市芦原町90番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久 保 允 誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ミドリ西宮本店

イ 変更後

エディオン西宮店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市南塚口町一丁目7番20号	安 保 詮

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久 保 允 誉

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ミドリ電化	尼崎市南塚口町一丁目7番20号	安 保 詮

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久 保 允 誉

4 変更年月日

平成22年10月1日

5 届出年月日

令和元年5月7日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年5月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年9月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン三木店
所在地 三木市大村字高柳1090番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エディオン	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	久 保 允 誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称) ミドリ三木店

イ 変更後

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス東浜店
 所在地 赤穂市東浜93ほか
- 2 法第8条第1項の規定により赤穂市から聴取した意見の概要
 騒音の発生により周辺環境が悪化することのないよう配慮するとともに、必要に応じて騒音防止施設の設置等による対策を講じるなど、騒音発生の抑制に努められたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
 令和元年5月28日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 芦屋市朝日ヶ丘町427番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目24番13号
 株式会社大京 代表取締役 小島 一 雄
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和元年5月14日
 兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-1-2号（29芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 高砂市中島三丁目568番1から568番3まで、605番6の一部、605番7の一部、605番49
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 高砂市米田町米田894番地の3
 タカミ建設株式会社 代表取締役 小苗 治 隆
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成31年2月19日
 兵庫県指令東播（加土）（建）第1-11-2号（30高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和元年5月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町立岡字大町426番1、426番7の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東保317番地1
株式会社丸尾建築 代表取締役 丸尾幸司
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年4月10日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-19-2号（30太子）

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和元年5月28日

兵庫県収用委員会

会長 山田誠一

- 1 起業者の名称
姫路市
- 2 事業の種類及び名称
中播都市計画公園事業5. 5. 102号手柄山中央公園
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年5月13日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地							土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
姫路市延末 字谷口	181番・182番 合併1	雑種地	㎡ 922	㎡ 1,068.19	㎡ 1,068.19	川石酒志 (持分25分の2) (注1)	姫路市手柄148番地	なし	—	なし	—	—
姫路市延末 字谷口	185番1	田	㎡ 39	㎡ 297.11	㎡ 297.11	川石酒志 (持分2分の1) (注2)	姫路市手柄148番地	なし	—	なし	—	—
姫路市延末 字谷口	187番	雑種地	㎡ 687	㎡ 802.36	㎡ 802.36	川石酒志 (持分6分の1) (注3)	姫路市手柄148番地	なし	—	なし	—	—

(注1) ただし、収用しようとする土地の共有持分25分の23は起業者に属しているもので、収用の対象外とする。

(注2) ただし、収用しようとする土地の共有持分2分の1は起業者に属しているもので、収用の対象外とする。

(注3) ただし、収用しようとする土地の共有持分6分の5は起業者に属しているもので、収用の対象外とする。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第21号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり令和元年5月1日付で地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

令和元年5月28日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川輝久

委嘱をした者

氏名	連絡先	活動区域
春木勝英	東灘警察署 (078) 854-0110	東灘警察署の管轄区域
祐実富士代		
前田知紀		
長谷川武		
野田秀彰		
中野カヅ子		
藤原久		
福井道明		
小堀和雄		
福本耕司		
潮見隆司		
立花裕司		
谷藤伸夫		
仲川幸子	灘警察署 (078) 802-0110	灘警察署の管轄区域
野田比奈		
土橋イサ子		
久保春美		
金氣宏明	葺合警察署 (078) 231-0110	葺合警察署の管轄区域
山口清子		
川畑房子		
藤岡佳子		
樋口常子	兵庫警察署 (078) 577-0110	兵庫警察署の管轄区域
小林幹生		
生駒正子	長田警察署 (078) 578-0110	長田警察署の管轄区域
杉山慶子		

鷺尾 澄雄				
滑川 悦子				
前田 昭子				
菅野 美知子				
尾崎 静雄				
加藤 彦志				
佐々木 修二				
西嶋 保				
橋本 洋子				
坂田 昭弘				
志水 俊昭	須磨警察署 (078) 731-0110	須磨警察署の管轄区域		
丸山 恵美子				
鶴留 文恵				
河崎 妙子				
丹山 由美子				
杉尾 須美子				
西原 保子				
福井 福子				
田中和子				
垂井 和子				
加古 幸子				
藤原 ヒロ子				
前之園 壽				
間中 一幸				
藤本 友士				
波止 良直				
猪原 清				
吉岡 早苗	垂水警察署 (078) 781-0110	垂水警察署の管轄区域		
藤原 史生				
小林 昌夫				
岡山 勉				
鈴木 雄一				
大村 隆夫				
徳田 一郎				

丸山 慎介				
吉田 茂				
中山 隆司				
西村 慎一郎	神戸水上警察署 (078) 306-0110	神戸水上警察署の管轄区域		
田中 豊彦				
林 誠一郎				
後藤 萬寿夫				
妹尾 一男				
中部 恵美				
金井 英一				
安福 まゆみ				
中村 喜一	神戸西警察署 (078) 992-0110	神戸西警察署の管轄区域		
藤村 治己				
藤井 隆裕				
池本 俊六				
中垣 千秋				
岡本 正芳				
魚住 宏子				
福井 昌子				
田澤 貴美子				
中野 京子				
森上 克己				
清水 堅二				
野村 久				
中川 喜孫	神戸北警察署 (078) 594-0110	神戸北警察署の管轄区域		
水越 紘之				
近藤 嘉邦				
水越 幸代				
伊谷 正弘				
堀井 由紀江				
西田 守行				
古舞 正幸				
垣見 辰雄				
松井 一夫				

永原 隆	有馬警察署 (078) 981-0110	有馬警察署の管轄区域
洞 利 男		
伊 東 早恵子		
柏 尾 幸 徳		
塚 本 誠 示		
鈴木 進	芦屋警察署 (0797) 23-0110	芦屋警察署の管轄区域
松 村 摩耶子		
南 野 克 之		
藤 原 裕 二		
佐 貫 秀 一		
増 田 育 代		
原 田 勉	西宮警察署 (0798) 33-0110	西宮警察署の管轄区域
高 橋 弘		
武 智 敬 子		
三 宅 達 夫		
木 戸 雪 雄		
西 受 秀 文		
前 中 勝 次		
友 安 義 昭		
中 野 廣 一		
中 村 道 子		
菅 康 子	甲子園警察署 (0798) 41-0110	甲子園警察署の管轄区域
嘉 本 陽 子		
道 下 和 代		
荒 井 律 子		
奈 良 隆		
小 田 正 昭		
畑 晴 實		
青 木 修		
船 田 定		
中 橋 俊 敬		
太 田 整		
大 谷 快 三		
岸 尚 子		

井東孝盛	尼崎南警察署 (06) 6487-0110	尼崎南警察署の管轄区域
金地悦子		
中島一美		
佐藤至宏		
並河悦子		
野村康弘	尼崎東警察署 (06) 6424-0110	尼崎東警察署の管轄区域
小林健次		
斎藤 熙	尼崎北警察署 (06) 6426-0110	尼崎北警察署の管轄区域
富田茂雄		
河越 稔		
川原 ツミ子		
籠谷忠朋		
北村洋介	伊丹警察署 (072) 771-0110	伊丹警察署の管轄区域
山下智之	川西警察署 (072) 755-0110	川西警察署の管轄区域
井上佐江子		
矢羽田徳子		
敷地勝成		
八木下 榮一		
今中正		
松田菊次	三田警察署 (079) 563-0110	三田警察署の管轄区域
岡村建治		
小林光男		
今垣均		
住田博美	明石警察署 (078) 922-0110	明石警察署の管轄区域
中谷佳弘		
小川 淳		
梅本哲夫		
藤井美代子		
清水達夫		
日野真輔		
藤田浩三		
松尾俊広		
菊田明雄		
藤田恵美子		

藤本和夫	三木警察署 (0794) 82-0110	三木警察署の管轄区域
藤井照江		
黒河香代子		
矢野不二子		
富田栄子		
水田直子		
菅野正		
能津平和		
糟谷豊子	加古川警察署 (079) 427-0110	加古川警察署の管轄区域
岩本高之		
住本正路		
井口彰		
坂井正彦		
永井立男		
満田知美		
荒田孝一		
高見はや子	高砂警察署 (079) 442-0110	高砂警察署の管轄区域
上田春美		
新井茂		
石崎税		
小山久幸		
有本均		
樋野弘史	姫路警察署 (079) 222-0110	姫路警察署の管轄区域
山本尚亮		
上月公和	相生警察署 (0791) 22-0110	相生警察署の管轄区域
永田博幸		
西山良之		
岡部丈一		
松本忠美		
加古敏明		
平田幹和		
赤松友一		
赤田義明		